

令和5年度 第1回

延岡市都市計画審議会議案

令和5年11月14日

延岡市都市計画審議会

## 令和5年度 第1回 延岡市都市計画審議会 議案表

### 一般案件

NO	頁	案 件 名	決定権者	内 容
1	2	日向延岡新産業都市計画 区域区分の変更	宮崎県	日向市下ヶ浜地区の区域区分の変更

### その他の案件

NO	頁	案 件 名	決定権者	内 容
2	7	延岡市都市計画審議会運営規則について	—	延岡市都市計画審議会運営規則の改定

# 議案第 1 号

## 計 画 書

### 日向延岡新産業都市計画 区域区分の変更

都市計画区域区分を次のように変更する。

- 1 市街化区域及び市街化調整区域の区分  
計画図表示のとおり
- 2 人口フレーム

区分	年次	平成 27 年 (基準年)	令和 7 年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口		182.6	167.4
市街化区域内人口		166.0	151.7
配分する人口		—	151.7
保留する人口		—	0.0
(特定保留)		—	0.0
(一般保留)		—	0.0

理由

別紙のとおり

# 議案第 1 号

## 日向延岡新産業都市計画 区域区分の変更 理由書

日向延岡新産業都市計画区域については、昭和 45 年に市街化区域と市街化調整区域との区分（以下「区域区分」という。）の決定を行って以来、過去 7 回の全体見直しの他、随時の見直しを行いつつ、今日まで無秩序な市街地の拡大を防止し、計画的な市街化を図ってきたところである。

令和元年に前回の全体見直しを行っているが、平成 27 年国勢調査及び平成 29 年度から令和元年度に実施した「都市計画に関する基礎調査」の結果を踏まえ、第 8 回の全体見直しを行うこととした。

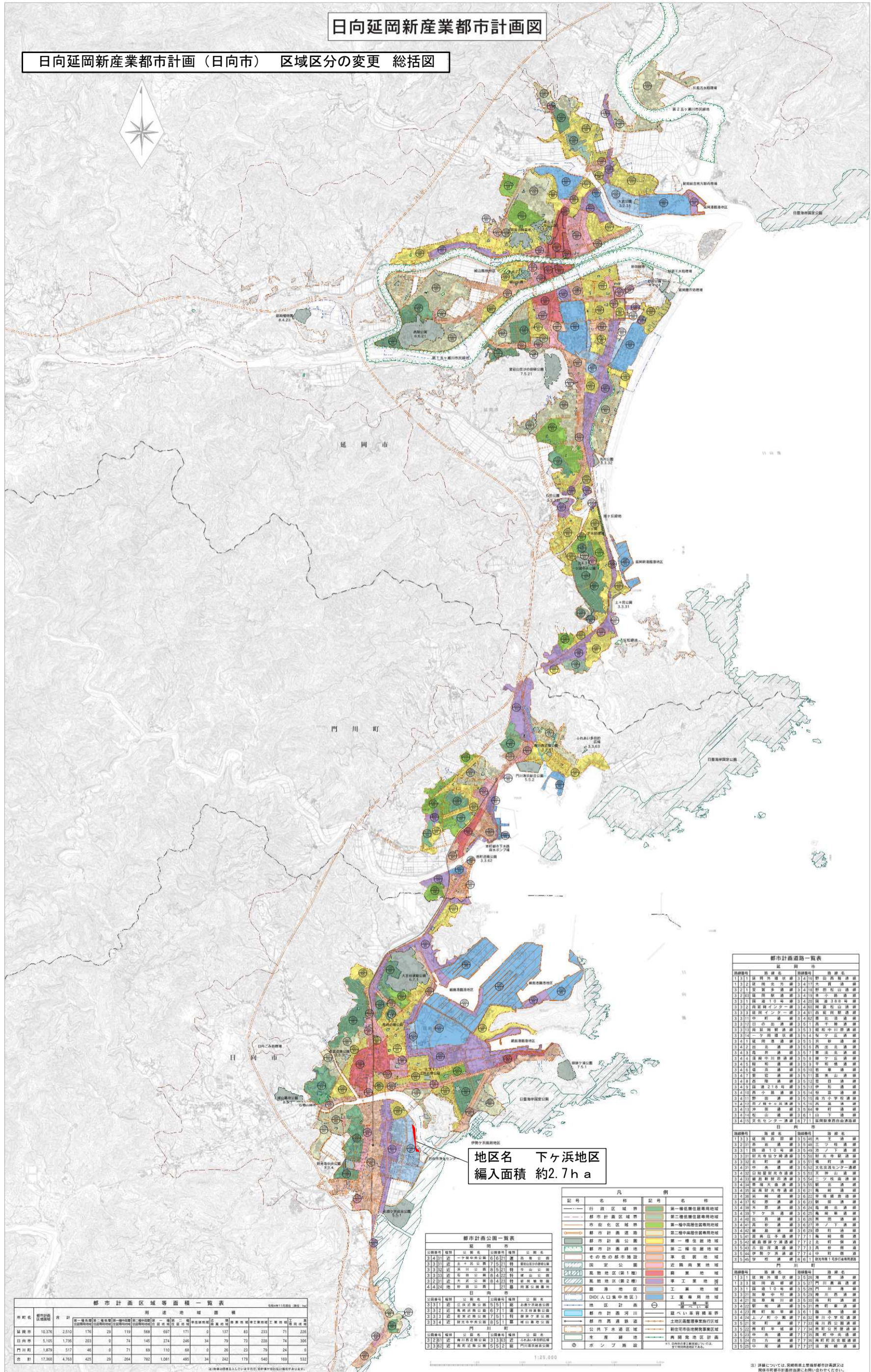
計画図 番 号	変 更 理 由
1	<p>【日向市下ヶ浜地区】</p> <p>この区域は、昭和 45 年から河川境界を区域区分線としているが、53 年 が経過する中で、現在の河川境界と乖離していることから、現在の河川境界 を区域区分線とし、区域を明確にするため、市街化区域に編入するものであ る。</p>

# 議案第1号

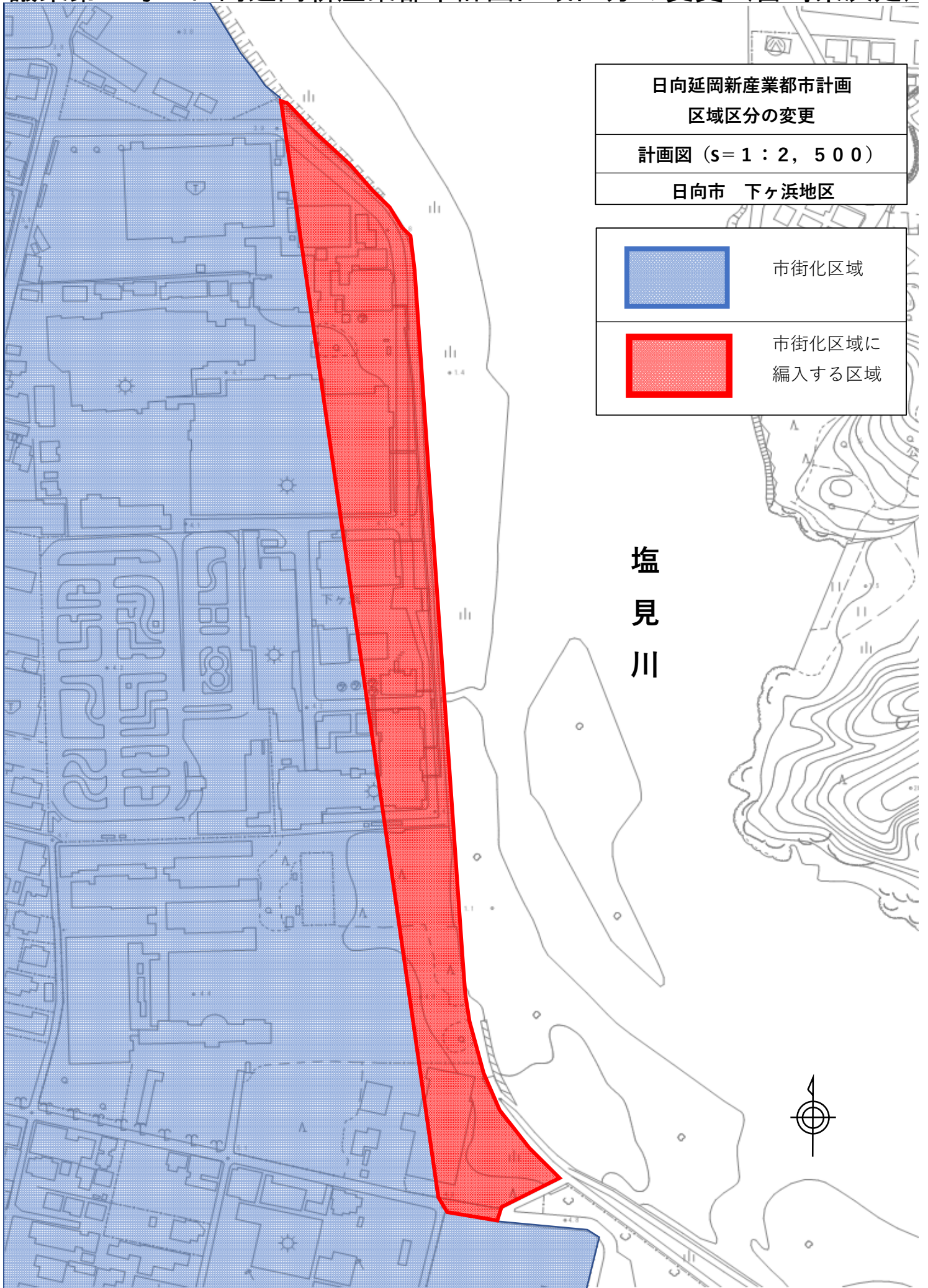
## 人口フレーム 新旧対照表

変更前			変更後		
(単位：千人)			(単位：千人)		
区分 \ 年次	平成22年 (基準年)	令和2年 (基準年の10年後)	区分 \ 年次	平成27年 (基準年)	令和7年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口	188.8	177.5	都市計画区域内人口	182.6	167.4
市街化区域内人口	167.7	157.5	市街化区域内人口	166.0	151.7
配分する人口	—	157.5	配分する人口	—	151.7
保留する人口	—	0.0	保留する人口	—	0.0
(特定保留)	—	0.0	(特定保留)	—	0.0
(一般保留)	—	0.0	(一般保留)	—	0.0

# 議案第 1 号 日向延岡新産業都市計画区域区分の変更（宮崎県決定）



議案第1号 日向延岡新産業都市計画区域区分の変更（宮崎県決定）



# 議案第2号

## 延岡市都市計画審議会運営規則（案）

### （趣旨）

第1条 この規則は、延岡市都市計画審議会条例（昭和44年10月7日条例第7号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、延岡市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### （会議の招集）

第2条 会長は、審議会を招集しようとするときは、審議会の会議開催日の2週間前までに議案を添えて、会議の日時及び場所を委員並びに当該議事に関係のある臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）に通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

2 会長は、やむを得ない事情により会議の招集が困難な場合、書面等により会議を開催することができる。

3 委員の任期満了後の、最初に開かれる審議会の招集は、前項までの規定に関わらず、市長が行う。

### （欠席及び代理出席）

第3条 事故のため会議に出席できない委員等は、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

2 条例第3条第2項の委員のうち関係行政機関の職員が会議に出席できないときは、その権限を委任して代理者を出席させることができる。

### （議事録）

第4条 審議会の会議については、議事録を作成する。

2 議事録には、会長が指名する委員2人が署名する。

3 議事録は公開する。ただし、審議会が公開すべきでないとする場合は、この限りでない。

4 前項の規定により公開する場合、議事録に記載された発言者の氏名を非公開とする等、審議会の公正を図る上で必要な措置をとることができる。

### （事務局）

第5条 審議会の事務を処理するため、都市建設部都市計画課に事務局を置く。

### （雑則）

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は会長が定める。

### 附則

この規則は、令和5年 月 日から施行する。